

(保育所版)

(別記)

福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会

②事業者情報

名称：内子保育園	種別：保育所
代表者氏名：浦上 恵津子	定員（利用人数）：80名（93名）
所在地：喜多郡内子町内子2202番地 Tel 0893-44-3031	

③実地調査日

平成24年10月29日（月）～30日（火）

④総評

◇特に評価の高い点

当園は観光名所である内子町の町並みの中に位置しており、昭和38年に内子町立内子保育所として開所した。平成21年度に民営化し、社会福祉法人内子町社会福祉協議会内子保育園となった。

平成22年度からは延長保育を、平成23年度からは土曜午後保育を開始し、民間ならではの柔軟な対応に心がけ、利用者のニーズに応えるために常に前向きに保育サービスを展開するよう、積極的に事業に取り組んでいる。

町が推進しているECO活動にも積極的に関わり、子どもにもその必要性をわかりやすく伝え、子どもが主体的に取り組むことができるように工夫している点は高く評価できる。

◇改善を求められる点

中・長期計画として運営方針や人材育成等についてのビジョンを具体的に文書化し、実践できるよう期待したい。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回第三者評価事業を実施したことで、多方面から保育の見直しが出来、園としても職員としても沢山の課題がみつかりました。

①理念や基本方針②中・長期計画③経営④人材養成⑤サービスの継続について等では明確な課題が明らかになり様々な方面から検討して充実していかなければならないと思います。

また、この事業を機に全職員が共通意識や共通理解のもと、保育の手順やマニュアル作成に力を入れ内子保育園としての「宝物」を作り上げることが出来たことは大きな成果だったと思います。

そして、保護者には説明会の参加やアンケートの協力等でご意見、ご理解をいただきました。今後とも共通理解や連携を深める中で、子どもたちのより良い育ちを願って努力していけたらと思います。

最後に、この事業で評価をしていただきました皆様には、当園の書類や意見を細部にわたって丁寧に見たり聞いたりしていただき、必要に応じて的確なご指導をいただきましたことにお礼を申し上げます。

⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

評価細目の第三者評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	a・Ⓑ・c
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>当園の理念や基本方針は、入園のしおりや保育課程に明文化されている。職員は毎月の職員会で保育課程の読み直しを行ったり、理念や基本方針をテーマにした研修を行ったりして共通意識をもって保育に取り組めるようにしている。</p> <p>また、理念や基本方針は、保護者に対し入園式後に説明を行い、地域関係者にも配布する等、周知に努めている。</p>

Ⅰ-2 計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・b・Ⓒ
	Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・b・Ⓒ
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	a・Ⓑ・c
	Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	a・b・Ⓒ

所見欄

<p>園長は、単年度の事業計画を策定し、年度始めの職員会で一年間どのように運営していくかを職員に説明している。当園の中・長期的なビジョンや体制づくりの展望はあるので、さらに経営的観点も加味しながら中・長期計画として文書化していくことを期待したい。</p>

Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・Ⓑ・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
I-3-(2)-①	質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

園長の役割や責任は、職務規程や危機管理に関するマニュアルに明記し、年度始めの職員会議で職員に表明している。園内の体制づくりや保育の質を高めるための研修の開催、さらには人件費の確保や無駄な経費の削減等、経営的な面にも園長はリーダーシップを発揮している。関係する法令は把握しているが、職員により分かりやすくするため、たとえば関係法令をリスト化するなどの取組みに期待したい。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	a・b・Ⓒ

所見欄

平成21年度に内子町が行った「次世代育成支援に関するアンケート報告書」や地域の状況を分析することで当園を取り巻く環境を把握している。また、経費について現状を把握し改善すべき課題の発見もできている。今後、それを中・長期計画に反映していくよう期待したい。経営の透明性の確保のため、組織として外部監査を受けるよう検討を望みたい。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c

(保育所版)

II-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。		
II-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>人事考課は客観的な基準に基づき行われており、職員は目的について正しく理解している。町社協の事務局長や園長は、職員との面接をそれぞれ年2回行い、職員一人ひとりの意向の把握に努めている。事務局長と園長で分析し、必要に応じて改善に努めている。</p> <p>健康診断やインフルエンザの予防接種の費用援助が福利厚生として行われている。</p> <p>外部研修は、職員の意向や組織としての必要性に応じて年間計画をたてて参加している。参加した研修については職員会等で報告が行われ、他の職員とも共有している。</p> <p>次世代の保育士育成の為、マニュアルが整備され実習生の受入にも積極的に取り組んでいる。</p> <p>今後は、町社協の教育・研修に関する考え方のもと、職員一人ひとりに対する教育・研修計画の策定に期待したい。</p>
--

II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-①	緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>緊急時における保育安全マニュアルやフローチャートは整備されており、チェックリストを活用し遊具等の点検を行なっている。また、ヒヤリ・ハットの報告をもとに施設内安全配慮場所の図面を作成、掲示するなど安全に対する職員の配慮を促すと共に、安全意識を高めている。</p>

II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
II-4-(1)-①	利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-②	事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③	ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
II-4-(2)-①	必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-②	関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		Ⓐ・b・c
II-4-(3)-①	地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	a・Ⓑ・c

(保育所版)

所見欄

園長、職員には「いろいろな人に見守られて育てて欲しい」という思いがあり、子どもたちが地域の行事へ積極的に参加し、いろいろな人と関わりをもてるように工夫している。特に内子高校とは、授業の一環としての保育体験の受け入れに協力したり、生徒はボランティアとして「お散歩マップ」を作成するなど当園に継続的に関わっている。また、ボランティアの受入マニュアルも整備されている。

地域の福祉ニーズを把握し子育て家庭への支援を行うなど、社会資源として「当園に何ができるのか」と常に前向きで考えている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

所見欄

子ども一人ひとりの違いを認め、性差への先入観による固定的な対応をしないよう配慮している。また、個人情報の取り扱いについては、町社協の個人情報保護規定により適切に行なわれている。

苦情解決についてはマニュアルを整備し、適切に対応できるよう体制は構築されている。出された意見は詳細に記録され、クラスだよりや保護者会役員会で回答するなど、適切に対応している。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・Ⓑ・c

(保育所版)

Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	㉠・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・㉠・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	㉠・b・c

所見欄

<p>毎月職員が評価・分析を行い、課題を発見し翌月の保育に活かしている。</p> <p>平成22年度には関係機関の施設長や民生委員などの地域の方にも協力してもらい「園評価」を実施し、発見した課題について改善するよう取り組むなど、積極的な姿勢は高く評価できる。</p> <p>年齢に応じた標準的なサービスの実施方法を策定しており、具体的な記載はされている。</p> <p>子どもや家庭の状況は児童票に記入し、幼児会や乳児会で話し合い、必要に応じて職員会で情報の共有化を図っている。</p>

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	a・㉠・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	㉠・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・㉠・c

所見欄

<p>サービスの開始にあたり利用者に資料を提示して説明をし、同意を得たうえでサービスを提供している。退園後、園長、主任は育児相談に応じる等の対応を行っている。</p>

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	a・㉠・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	㉠・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c

所見欄

<p>個別指導計画は定められた様式に沿って、子どもの現状を把握し年齢に合わせて適切に策定されている。また、定期的に主任保育士や管理主任保育士が評価・見直しを行い、必要に応じて助言指導を行っている。保護者の意向は日常の会話や保護者会役員会、懇談会等から得ている。</p> <p>アセスメントの手順や定期的な見直しの時期について検討されることを期待したい。</p>
--

A-1 保育所保育の基本

1-(1) 養育と教育の一体的展開

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発育過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実情に即した保育課程を編成している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 1、2歳児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養育と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>保育課程は当園の基本方針に基づき、保護者の意向や地域の実態を反映させて適切に作成している。</p> <p>保育室は乳児の発達に合わせて、子どもが安心して十分な探索活動ができるように工夫されている。0歳児の育ちが1、2歳児につながるよう保育士間で密に連携した保育が行われている。3歳以上児の保育においては、年齢や育ちに合わせての環境整備が行なわれ、子どもの個性や異年齢の集団の中での育ちを大切にしている。</p> <p>幼稚園や小学校教員が夏休みに保育所を訪問する機会を設け、スタートカリキュラムや保育課程等を相互で共有したり意見交換するなど、小学校との積極的な連携を行なっている。幼保小の連携をとり、保護者が就学に向けて安心して見通しが立つように努めている。</p>
--

1-(2) 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人物・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会と関われるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

<p>家庭的な雰囲気と安全安心な環境づくりに努め、空間の利用方法や物品の配置を工夫している。子どもの基本的な生活習慣の自立に向けて年齢、発達に応じた保育を行なっている。</p> <p>子どもの「～してみよう」という気持ちを重視しながら、異年齢児や職員、地域の方との関わりを大切にし、生活や遊びの場面に適した環境の整備が行なわれている。</p> <p>身近な自然に触れながら園外散歩で季節を感じ、地域や訪れた観光客と関わる機会をもったり、年齢に応じた絵本や紙芝居を準備し3歳以上児は、定期的に図書館に通いたくさんの本に触れたりする環境が整っている。</p>

(保育所版)

1-(3) 職員の資質向上

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	Ⓐ・b・c

所見欄

一人ひとりが自己評価を定期的に行ない、管理主任や園長が確認をしている。各職員の自己評価や振り返りが、次の保育に繋がるように意識しながら取り組んでいる。

A-2 子どもの生活と発達

2-(1) 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの年齢や発達、生活環境や背景に配慮した働きかけや援助は行われている。
全職員が障がい児や配慮を要する子どもについての発達状況を共通認識し、子どもが安心して活動に取り組める環境をつくり、共に育ち合えるような保育の実践を行うようにしている。
保育が長時間にわたる場合は、子どもの状況に応じゆったりと落ち着いて過ごせるよう配慮している。また、職員間の引継ぎをしっかりと行ない、保護者へ必要事項を伝達すると共に、子どもが安定した状態で保護者のもとへ帰れるように努めている。

2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	Ⓐ・b・c
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c

所見欄

年間の保健計画をもとに、日々子ども一人ひとりの健康状態や園全体の状況に応じて、健康管理に努めている。保護者や地域の高齢者、町の栄養士等の協力を得ながら、保育士と調理員は連携をとり食育計画を基に、年齢に応じて食品や食材に関心がもてるような環境づくりを行っている。調理員は食事の様子を見て回り状況を確認したり、嗜好調査等で見直しや改善を行い、子どもたちが意欲的に楽しく食事ができるように努めている。
健康診断は定期的に行なわれ、その結果は職員や保護者に伝え、記録されている。
また、保護者の相談や子どもの状況に応じて、園医や町の保健師、栄養士に助言を得るなど適切に対応している。

(保育所版)

2-(3) 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

所見欄

アレルギー疾患等の配慮を要する子どもについては、保護者と連携して対応している。状況が変わった場合は、職員会等で報告し共通理解するようにしている。
調理室の職員を中心に、全職員で積極的に衛生管理に努めている。

A-3 保護者に対する支援

3-(1) 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	㉠・b・c
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	㉠・b・c
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児について、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	㉠・b・c
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	㉠・b・c

所見欄

給食参観や食育に関するアンケートを実施したり、食に関しての話題をクラス懇談会でとりあげて話し合ったりしている。アレルギーなどで配慮がある場合は、調理員と連携をとっている。
入園時やクラス懇談会、保護者会役員会等、機会あるごとに子どもの姿や保育について話し、保育参加など共通の理解を得るような機会を設けている。
不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見や予防に努め、迅速に対応できる体制を整備している。